仙台市青葉区本町一丁目7番1号東北電力株式会社

取締役社長 社長執行役員
原田 宏哉

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき，令和元年12月16日付，東北電原運第27号をもつ て変更認可申請しました，女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について，下記のとおり一部補正いたします。

記

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文，別添について以下のとおり一部補正する。

- 申請書の本文を添付 1 のとおり一部補正する。
- 申請書の別添を添付 2 のとおり一部補正する。

変更認可申請書のらち
本文の補正前後比較表

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書のらち本文の補正前後比較表


注）補正後欄の下線は，補正事項に含まない。

変更認可申請書のうち
「別添 女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表」の補正前後比較表

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（令和元年12月16日付，東北電原運第27号）の補正前後比較表


注）補正後欄の下線は，補正事項に含まない。

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（令和元年12月16日付，東北電原運第27号）の補正前後比較表
11 頁
第3条（品質保証計画）


| 変更前 | 変更後 |
| :---: | :---: |
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| （目的） | （目的） |
| 第1条 この規定は，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の 3 の 24 第 1 項の規定に基づき，女川原子力発電所発電用原子炬施設（以下「原子炉施設」という。）の保安の ために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め，核燃料物質若しくは核燃料物質によって污染された物（以下「核燃料物質等」という。）または発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的 とする。 | 第 1 条 この規定第 1 編は，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき，運転段階の女川原子力発電所2号炉および 3 号炉発電用原子炉施設（以下，本編におわて「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下，本編において「保安活動」という。） を定め，核燃料物質若しくは核燃料物質によって活染された物（以下「核燃料物質等」という。）または発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。 |
| 第2章 品質保証 | 第2章 品質保証 |
| （品質保証計画） | （品質保証計画） |
| 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保䃌活動を実施するにあたり，以下のとおり品質保証計画を定める。 | 第3条 第2条化係る保安活動のための品質保証活動を実施するこあたり，以下のとおり品質保証計画を定める。 |
| 1．目的 | 1．目的 |
| 本品質保踣計画は，発電所の安全を達成•維持•向上させるため，「原子力発電所における安全のための品質保証規程 （JEAC4111－2009）」（以下「JEAC4111」という。）に従った品質マネジメントシステムに，安全文化を醛成するための活動 を行う仕組みを含めた発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」とい う。）を碓立し，実施し，評価礁認し，継続的に改善することを目的とする。 | 本品質保証計画は，発電所の安全を達成•維持•向上させるため，「原子力発電所における安全のための品質保詳規程 （JEAC4111－2009）」（以下「JEAC4111」という。）に従った品質マネジメントシステムに，安全文化を酸成するための活動 を行う仕組みを含めた発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下，本編におわいて「品質マネジメント メステム」といら。）を碓立し，実施し，評価碓認し，継続的に改善することを目的とする。 |
| 2．適用籁囲 | 2．適用範囲 |
| 本品質保跴計画は，発電所の保安活動に適用する。 | 本品質保哣計画は，発電所の保安活動に適用する。 |
| 3．定義 | 3．定義 |
| （1）本品質保証計画における用語の定義は，JEAC4111の定義に従うものとする。 <br> （2）原子力施設情報公開ライブラリー | （1）本品質保証計画における用語の定義は，JEAC4111の定義に従うものとする。 <br> （2）原子力施設情報公閧ライブラリー |
| 原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより，事故技よび故障等の未然防止を図ることを目的として，一般社団法人 原子力安全推進協会か運営するデータベースのことをいう。 （以下「ニューシア」という。） | 原子力施設の事故または故遧等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより，事故抽よび故障等の未然防止を図ることを目的として，一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。 （以下，本編におわい「ニューシア」という。） |
| （中略） | （中略） |
| 4．品質マネジメントシステム | 4．品質マネジメントシステム |
| 4． 1 一般事項 | 4.1 一般事項 |
| （1）第 4 条に定める発電所の保安に関する組織（以下「組織」という。）は，本品質保証計画に従って，品質マネジメン トシステムを確立し，文書化し，実施し，維持する。また，その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善す る。 | （1）第 4 条に定める発電所の保安に関する組織（以下，本編において「組織」という。）は，本品質保証計画に従って，品質マネジメントシステムを確立し，文書化し，実施し，維持する。また，その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 |
| （中略） | （中略） |

## 記載の適正化

注）補正後欄の下線は，補正事項に含まない。

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（令和元年12月16日付，東北電原運第27号）の補正前後比較表
14 頁
第5 条（保安に関する職務）
第 7 条（原子炬施設保安運営委員会）

| 変更前 | 変更後 |
| :---: | :---: |
| （保安に関する瀻務） | （保安に関する裁務） |
| 第5条 保安に関する祴務は次のとおりとする。 | 第5条 保安に関する聝務は次のとおりとする。 |
| （中略） | （中略） |
| 2．保安に関する職務のうち，発電所組緎の職務は次のとおり。 <br> （1）所長は，発電所における保安に関する業務を統括する。 <br> （2）品質保証部長は，品質保証総括課長および検査課長の所管する業務を統括する。 <br> （3）総務部長は，総務課長および警備課長の所管する業務を統括する。 <br> （4）技術統括部長は，技術課長，計画管理課長および防災課長の所管する業務を統括する。 <br> （5）環境•燃料部長は，放射線管理課長，輸送•固体廃棄物管理課長および原子燃料課長の所管する業務を統括する。 | 2．保安に関する職務のうち，発電所組織の職務は次のとおり。 <br> （1）所長は，発電所における保安に関する業務を統括する。 <br> （2）品質保証部長は，品質保証緵括課長および検査課長の所管する業務を統括する。 <br> （3）総務部長は，総務課長および警備課長の所管する業務を統括する。 <br> （4）技術統括部長は，技術課長，計画管理課長および防災課長の所管する業務を統括する。 <br> （5）環境•燃料部長は，放射線管理課長，輸送•固体廃寁物管理課長，原子燃料課長および廃止措置管理課長の所管する業務を統括する。 <br> （中略） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| （中略） |  |
| （29）第1項（9）および第2項（9）から（28）に定める職位は，所管業務に基づき緊急時の措置，保安教育ならび に記録およひ報告を行う。 | （29）第1項（9）および第2項（9）から（28）に定める職位は，所管業務に基づき緊急時の措置，保安教育ならび に記録および報告を行う。また，廃止措置管理課長は第2編第205条（保安に関する職務）の所管業務に基づき緊急 |
|  | 時の措置を行う。 |
|  |  |
| 定める業務の遂行にあたつて，所属員を指示•指導し，遂行に係る品質保証活動を行う。また，所属員は課長の指示•指導に従い業務を実施する。 | 定める業務の遂行にあたつて，所属員を指示•指導し，遂行に係る品質保証活動を行う。また，所属員は課長の指示•指導に従い業務を実施する。 |
| 3．その他発電所の保安に閥接的に関係する組緎の長は，別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。 | 3．その他発電所の保安に間接的に関係する組緎の長は，別途定められた「組織規程い基づき所管業務を遂行する。 |
| （原子炉施設保安委員会） | （原子炉施設保安委員会） |
| 第6条 本店に原子炬施設保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。 | 第6条 本店に原子炉施設保安委員会（以下，本編において「保安委員会」という。）を設置する。 |
| （省略） | （省略） |
| （原子炉施設保安運営委員会） | （原子炬施設保安嗵営委員会） |
| 第7条 発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 | 第7条 発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下，本編において「連営委員会」という。）を設置する。 |
| （省略） | （省略） |
| （電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等） | （電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等） |
| 第 9 条の 2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は，事業用電気工作物（（原子力発電工作物）（以下「電 | 第9条の 2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は，事業用電気工作物（原子力発電工作物）（以下，本 |
| 任技術者および電気主任技術者の職務等運用要領」に基づき，次の職務を遂行する。 |  |
| （省略） | （省略） |
| 第4章 運転管理 | 第4章 運転管理 |
| 第1節 通則 | 第1節 通則 |
| （構成および定義） | （構成および定義） |
| 第11条 本章における原子炬の状態の定義を表11のとおりとする。 | 第11条 本章における原子炬の状態の定義を表11のとおりとする。 |


| 変更前 | 変更後 |
| :---: | :---: |
| （保安に関する職務） | （保安に関する舸務） |
| 第5条 保安に閔する職務は次のとおりとする。（中略） | 第5条 保安に関する職務は次のとおりとする。（中略） |
| 2．保安に関する職務のらち，発電所組織の職務は次のとおり。 <br> （1）所長は，発電所における保安に関する業務を統括する。 <br> （2）品質保証部長は，品質保証総括課長および検査課長の所管する業務を統括する。 <br> （3）総務部長は，総務課長および警備課長の所管する業務を統括する。 <br> （4）技術統括部長は，技術課長，計画管理課長および防災課長の所管する業務を統括する。 <br> （5）環境•燃料部長は，放射線管理課長，輸送•固体廃棄物管理課長および原子燃料課長の所管する業務を統括する。 | 2．保安に関する職務のうち，発電所組織の職務は次のとおり。 <br> （1）所長は，発電所における保安に関する業務を統括する。 <br> （2）品質保証部長は，品質保証総括課長および検査課長の所管する業務を統括する。 <br> （3）総務部長は，総務課長および警備課長の所管する業務を統括する。 <br> （4）技術統括部長は，技術祼長，計画管理課長および防災課長の所管する業務を統括する。 <br> （5）環境•燃料部長は，放射線管理課長，輸送•固体廃重物管理課長，原子燃料課長迆よひ廃止措置管理課長の所管する業務を統括する。 |
|  |  |
| （29）第1項（9）および第2項（9）から（28）に定める職位は，所管業務に基づき緊急時の措置，保安教育ならび に記録および報告を行う。 | （30）第1項（9）および第2項（9）から（28）に定める職位は，所管業務に基づき緊急時の措置，保安教育ならび |
| （30）第1項（9）および第2項（9）から（28）に定める職位は，第1項（9）および第2項（9）から（29）に定める業務の遂行にあたつて，所属員を指示•指導し，遂行に係る品質保証活動を行う。また，所属員は課長の指示•指導に従い業務を実施する。 | （31）第1項（9）および第2項（9）から（28）に定める職位は，第1項（9）および第2項（9）から（30）に定める業務の遂行にあたって，所属員を指示•指導し，遂行に係る品質保証活動を行う。また，所属員は課長の指示•指導に従い業務を実施する。 |
|  |  |
| （原子炉施設保安委員会） <br> 第6条 本店に原子炉施設保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。 | 第6条 本店に原子炉施設保安委員会（以下，本編において「保安委員会」という。）を設置する。 |
| （省略） | （省略） |
| （原子炉施設保安運営委員会） | （原子炉施設保安運営委員会） |
| 第 7 条 発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 <br> 2．運営委員会は，発電所における原子炬施設の保安運営に関する次の事項を審議し，確認する。ただし，あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は，審議事項に該当しない |  |
|  | 2．運営委員会は，発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し，確認する。ただし，あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は，審議事項に該当しない。 |
|  |  |
| （8）改造の実施汇関する事頂 | （8）改造の実施に関する事項（第 219 条第2項に関する事項を含む） |
| （省略） | （省略） |
| （電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等） <br> 第 9 条の 2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は，事業用電気工作物（原子力発電工作物）（以下「電気工作物」という。）の工事，維持および運用に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし，「ボイラー・タービン主任技術者および電気主任技術者の職務等運用要領」に基づき，次の職務を遂行する。 <br> （省略） | （電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等） |
|  | 第 9 条の 2 電気主任技術者ねよびボイラー・タービン主任技訹者は，事業用電気工作物（原子力発電工作物）（以下，本編において「電気工作物」という。）の工事，維持および運用に関する保安の監督を誡実に行らことを任務とし，「ボイラ ー・タービン主任技術者むよび電気主任技術者の職務等運用要領」に基づき，次の職務を逗行する。 <br> （省略） |
| 第4章 運転管理 | 第4章 運転管理 |
| 第1節 通則 | 第1節 通則 |
|  | （構成およぴ定義） |
|  | 第11条 本章における原子炬の状態の定義を表11のとおりとする。 |
|  | （中略） |

第 5 条：女川 1 号炬廃止措置に伴ら変更（廃止措置管理課長の第 1 編における職務を明確化）
理 第 7 条：女川 1 号炉廃止措置に伴ら変更（ 1 号炉廃止措置工事の $2, ~ 3$ 号炉への影響確認を原子炉施設保安運営委員会の審議事項に追加）

注）補正後欄の下線は，補正事項に含まない。

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（令和元年12月16日付，東北電原運第27号）の補正前後比較表


注）補正後欄の下線は，補正事項に含まない。

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（令和元年12月16日付，東北電原運第27号）の補正前後比較表


注）補正後欄の下線は，補正事項に含まない。

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（令和元年12月16日付，東北電原運第27号）の補正前後比較表


注）補正後欄の下線は，補正事項に含まない。

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（令和元年12月16日付，東北電原運第27号）の補正前後比較表


注）補正後欄の下線は，補正事項に含まない。

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（令和元年12月16日付，東北電原運第27号）の補正前後比較表


注）補正後欄の下線は，補正事項に含まない。

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（令和元年12月16日付，東北電原運第27号）の補正前後比較表


注）補正後欄の下線は，補正事項に含まない。

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（令和元年12月16日付，東北電原運第27号）の補正前後比較表

| 変更前 | 変更後 |
| :---: | :---: |
| 附 則（平成26年6月24日 原規規発第1406241号） | 附 則（平成 26 年 6 月 24 日 原規規発第 1406241 号） |
| （施行期日） | （施行期日） |
| 第 1 条 本規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。ただし，原子力規制委員会の認可を受 けた後，第 4 条および第 5 条については，第 4 条 図 4 の組織への改正を行ら日から，また添付 2 の管理区域図のら ち固体廃棄物貯蔵所については，固体廃棄物貯蔵所（固体廃重物貯蔵所増設工事）に係る使用前検查合格証の受領日 から，それぞれ施行する。 | 第 1 条 本規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。ただし，原子力規制委員会の認可を受 けた後，第4条および第5条については，第4条 図4の組織への改正を行う日から，また添付 2 の管理区域図のう ち固体廃真物貯蔵所については，固体廃枣物貯蔵所（固体廃重物貯蔵所増設工事）に係る使用前検查合格証の受領日 から，それぞれ施行する。 |
| 発㫣機または大容量電源装置を非常用発電機とみなすことができる。 | 2．第 62 条において，非常用発電機の運用を開始するまでは，必要な電力供給が可能な場合，他号炉の非常用ディーゼル発電機または大容量電源装置を非常用発電機とみなすことができる。 |
| （中略） | （中略） |
| 附 則（平成30年2月6日 原規規発第1802067号） | 附則（平成30年2月6日 原規規発第1802067号） |
| （施行期日） | （施行期日） |
| 第1条 本規定は，原子力規制委員会の認可を受けた後，第4条 図4の発電所の保安に関する組㬚への変更を行ら日から施行する。 | 第1条 本規定は，原子力規制委員会の認可を受けた後，第4条 図4の発電所の保安に関する組繊への変更を行う日から施行する。 |
| 附 則（平成31年2月15日 原規規発第1902153号） | 附則（平成31年2月15日 原規規発第1902153号） |
| （施行期日） | （施行期日） |
| 第1条 本規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内汇施行する。 | 第1条 本規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 |
| 附則（令和元年6月3日 原規規発第 19060310 号） | 附則（令和元年6月3日 原規規発第 19060310 号） |
| （施行期日） | （（施行期日） |
| 施行する。 | 第1条 本規定は，原子力規制委員会の認可を受けた後，第4条 図4の発電所の保安に関する組繊への変更を行う日から施行する。 |
|  | 附 則（令和 年 月 日 原規規発第 号） |
|  | （施行期日） |
|  | 第1条 本規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 <br> ただし，女川 1 号炬廃止措置に伴う変更については，第 4 条図 4 発電所の保安に関する組織および，第 204 条図 20 <br> 4 発電所の保安に開する組織への変更を行う日から施行する |



女川 1 号炉廃止措置に伴ら変更（施行期日の明確化）

注）補正後欄の下線は，補正事項に含まない。

